

市第36号議案

横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正

横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月8日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例

横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成26年2月横浜市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（部会）

第15条の2 専門委員会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員10人以内をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
- 5 第8条、第14条第3項及び前条（第1項ただし書を除く。）の規定は、部会について準用する。この場合において、第8条中「会長」とあるのは「部会長」と、第14条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた）」とあるのは「部会の委員（当該部会に委員長に指

名された臨時委員がある場合にあっては、その」と、同条第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

6 専門委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって専門委員会の議決とすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

横浜市いじめ問題専門委員会に部会を設置するため、横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例（抜粋）

（	上段	改正案	）
下段	現	行	

（部会）

第15条の2 専門委員会に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員10人以内をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

5 第8条、第14条第3項及び前条（第1項ただし書を除く。）の規定は、部会について準用する。この場合において、第8条中「会長」とあるのは「部会長」と、第14条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた）」とあるのは「部会の委員（当該部会に委員長に指名された臨時委員がある場合にあつては、その）」と、同条第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

6 専門委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって専門委員会の議決とすることができる。